

平成23年9月第3回八街市議会臨時会会議録

.....

1. 開議 平成23年9月21日 午前10時10分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 湯 淺 祐 徳
- 13番 川 上 雄 次
- 14番 中 田 眞 司
- 15番 古 場 正 春
- 16番 林 政 男
- 17番 新 宅 雅 子
- 18番 鯨 井 眞佐子
- 19番 加 藤 弘
- 20番 京 増 藤 江
- 21番 右 山 正 美
- 22番 丸 山 わき子

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|---------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 高 橋 一 夫 |
| 教 | 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

+

市民部参事(事) 国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事) 総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程

平成23年9月21日(水) 午前10時開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 常任委員及び議会運営委員の選任

追加日程第6 議会運営委員会の閉会中継続調査の件

追加日程第7 議案の上程

議案第1号から議案第5号

提案理由の説明

質疑、委員会付託省略、討論、採決

追加日程第8 議席の一部変更の件

+

○議会事務局長（森田隆之君）

本日は、一般選挙後、初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、古場正春議員が年長ですので、ご紹介申し上げます。

○臨時議長（古場正春君）

ただいま紹介いただきました古場正春でございます。

本日招集されました平成23年9月第3回八街市議会臨時会の開会にあたり、ただいま事務局長紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行います。

新議長選出までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事、任務を果たしたいと存じます。何とぞ、皆様のご支援を賜りますようお願いを申し上げ、あいさついたします。

ただいまから、平成23年9月第3回八街市議会臨時会を開催いたします。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この臨時会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖願います。

（議場閉鎖）

○臨時議長（古場正春君）

ただいまの出席議員は22名です。

投票用紙を配付します。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（古場正春君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○臨時議長（古場正春君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、姓及び同名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票願います。

1番、長谷川健介議員。2番、鈴木広美議員。3番、服部雅恵議員。4番、小菅耕二議員。5番、小山栄治議員。6番、木村利晴議員。7番、石井孝昭議員。8番、桜田秀雄議員。9番、林修三議員。10番、山口孝弘議員。11番、小高良則議員。12番、湯浅祐徳議員。13番、川上雄次議員。14番、中田眞司議員。15番、古場正春議員。16番、林政男議員。17番、新宅雅子議員。18番、鯨井眞佐子議員。19番、加藤弘議員。20番、京増藤江議員。21番、右山正美議員。22番、丸山わき子議員。

○臨時議長（古場正春君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（古場正春君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（古場正春君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に丸山わき子議員、右山正美議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（古場正春君）

選挙の結果を報告します。

投票総数22票。これは、先ほどの出席議員数と符合しています。

そのうち、有効投票22票。有効投票のうち、鯨井眞佐子議員15票、中田眞司議員4票、丸山わき子議員3票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。

したがって、鯨井眞佐子議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました鯨井議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

議長に当選されました、鯨井議員のごあいさつをお願いいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいま、皆様方からご推挙をいただきました鯨井眞佐子でございます。未熟者ではありますが、議会の円滑な運営のため、また、市政発展のために努力してまいる所存でございます。どうぞ皆様方、ご指導、ご鞭撻、そしてまたご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○臨時議長（古場正春君）

これをもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

鯨井議長、議長席にご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

それでは、会議中ですが、議事都合により10分間休憩します。

議員の皆様申し上げます。

全員協議会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

（休憩 午前10時24分）

（再開 午前10時33分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

追加日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名します。

議席はただいま着席のとおり指名します。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、長谷川健介議員、鈴木広美議員を指名します。

追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。この臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日1日間に決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。

投票用紙を配付します。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（鯨井眞佐子君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、姓及び同名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

1番、長谷川健介議員。2番、鈴木広美議員。3番、服部雅恵議員。4番、小菅耕二議員。5番、小山栄治議員。6番、木村利晴議員。7番、石井孝昭議員。8番、桜田秀雄議員。9番、林修三議員。10番、山口孝弘議員。11番、小高良則議員。12番、湯浅祐徳議員。13番、川上雄次議員。14番、中田眞司議員。15番、古場正春議員。16番、林政男議員。17番、新宅雅子議員。18番、加藤弘議員。19番、京増藤江議員。20番、右山正美議員。21番、丸山わき子議員。22番、鯨井眞佐子議員。

○議長（鯨井眞佐子君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（鯨井眞佐子君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に京増藤江議員、加藤弘議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（鯨井眞佐子君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 22 票。これは、先ほどの出席議員数と符合しています。

そのうち、有効投票 22 票。有効投票のうち、湯浅祐徳議員 17 票、右山正美議員 3 票、古場正春議員 2 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 6 票です。

したがって、湯浅祐徳議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました湯浅祐徳議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知します。

副議長に当選されました、湯浅祐徳議員のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（湯浅祐徳君）

ただいま副議長という大役に選任されまして、誠にありがとうございました。私もこれから議長の補佐役として、皆様方の協力をいただきながら頑張るつもりでございます。どうぞひとつよろしくお願いを申し上げまして、一言あいさつにかえます。よろしくお願ひします。

○議長（鯨井眞佐子君）

追加日程第 5、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に、右山正美議員、加藤弘議員、古場正春議員、中田眞司議員、川上雄次議員、小高良則議員、山口孝弘議員、林修三議員、以上の 8 名を。

総務常任委員会委員に、丸山わき子議員、加藤弘議員、古場正春議員、小高良則議員、林修三議員、石井孝昭議員と、私、鯨井眞佐子、以上の 7 名を。

文教福祉常任委員会委員に、京増藤江議員、新宅雅子議員、中田眞司議員、山口孝弘議員、桜田秀雄議員、木村利晴議員、小山栄治議員、服部雅恵議員、以上の 8 名を。

経済建設常任委員会委員に、右山正美議員、林政男議員、川上雄次議員、湯浅祐徳議員、小菅耕二議員、鈴木広美議員、長谷川健介議員、以上の 7 名を指名します。

これから、しばらく休憩をして、議会運営委員会及び各常任委員会を開き、正副委員長の互選をお願いします。

本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

総務常任委員会は第 2 会議室。文教福祉常任委員会は第 1 会議室。経済建設常任委員会は議長室で、それぞれ開催しますので、お集まりください。

しばらく休憩をいたします。

(休憩 午前 10 時 47 分)

(再開 午前 11 時 25 分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の正副委員長が決定したので報告します。

議会運営委員会委員長に中田眞司議員。同副委員長に加藤弘議員。
総務常任委員会委員長に小高良則議員。同副委員長に林修三議員。
文教福祉常任委員会委員長に山口孝弘議員。同副委員長に中田眞司議員。
経済建設常任委員会委員長に川上雄次議員。同副委員長に林政男議員。
以上のとおり決定しました。

次に、各委員長の就任のあいさつをお願いします。

最初に、議会運営委員長、中田眞司議員。

○中田眞司君

ただいま議会運営委員長ということで、ご指名をいただきました。皆さんの協力を得ながら議会運営に関して、しっかりとやっていきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、総務常任委員長、小高良則議員。

○小高良則君

ただいま委員会で、総務常任委員長に決まりました小高です。まだ、未熟ですが、皆さんのアドバイス、また、ご助言をいただきながら、一生懸命務めたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、文教福祉常任委員長、山口孝弘議員。

○山口孝弘君

ただいま文教福祉常任委員長に皆様のご推挙いただきました山口でございます。大変な責務だと感じております。皆様方のご指導、ご鞭撻、そしてご協力を得ながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、経済建設常任委員長、川上雄次議員。

○川上雄次君

ただいま委員の皆様のご互選をいただきまして、委員長の重任を拝しました。本市の発展、また、都市基盤整備等、大変重責の委員会でございます。皆様のご協力をいただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。どうか、ご協力、よろしくお願ひいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、就任のあいさつを終わります。

ここで、八街市議会会派規定第3条第1項の規定に基づく会派の結成についてご報告します。

平成23年9月16日付で、中田眞司議員を代表者とし、湯浅祐徳議員、小高良則議員、山口孝弘議員、林修三議員、石井孝昭議員、木村利晴議員、小山栄治議員、小菅耕二議員、鈴木広美議員、長谷川健介議員の11名をもって「誠和会」を。

新宅雅子議員を代表者とし、川上雄次議員、服部雅恵議員、私、鯨井眞佐子の4名をもって「公明党」を。

丸山わき子議員を代表者とし、右山正美議員、京増藤江議員の3名をもって「日本共産党」を。

加藤弘議員を代表者とし、林政男議員の2名をもって「やちまた21」を。

古場正春議員を代表者とし、桜田秀雄議員の2名をもって「改革クラブ」を。

以上、5会派の結成の届け出がありましたので、ご報告します。

追加日程第6、議会運営委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、配付してあります申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議がありませんので、そのように決定しました。

追加日程第7、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第5号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第5号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成23年9月第3回八街市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたくお礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、ごあいさつ及びご報告を申し上げます。

去る8月28日に執行されました本市議会議員一般選挙において、皆様方は、市民多数のご支持を得られまして当選されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

今後とも本市の発展のため、格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、去る9月9日に東京電力株式会社に対し「福島第一原子力発電所の事故による原子力損害への補償に係る要望書」を提出してまいりましたのでご報告させていただきます。

東京電力への要望書提出につきましては、既に印旛管内の一部自治体において単独での提出を検討しているとの情報がありましたが、印旛地区7市2町の総意として提出することが重要、かつ、効果的であると判断し、誠にせん越ではございましたが、私から印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者である蕨佐倉市長に提案させていただき、実現に至ったものでございます。

今回提出した要望書は、住民の安全・安心を確保するとともに、地方公共団体に対する補償基準の早急な策定と適切な補償を求め、次の4項目について要望いたしました。

まず、1点目ですが、身の回りの放射線量に対する住民の不安を解消するため、各市町の行う放射線量の測定に対し、人的・物的な支援を含めて協力すること。

次に、2点目として、除染により生じる除去土壌等の仮置場用地として、所有地を提供するなど各市町の除染事業に協力すること。

3点目として、地方公共団体が負担し、または負担することとなる放射能汚染に起因する費用について、早急に補償基準を示すとともに適切な補償をすること。

4点目として、補償基準の運用にあたっては、損害を受けたすべての方が十分に納得できる補償をするよう誠意を持って行うこと。

以上の4項目を記載した要望書を、東京電力株式会社成田支社において、蕨佐倉市長、佐渡四街道市長をはじめ、印旛地区全市町の代表者にご同席いただいた中、東京電力福島原子力補償相談室千葉補償相談センター善如寺所長に提出して参りました。残念ながら、その場で明確な回答をいただくことはできませんでしたが、皆さんの気持ちをしっかりと本社に伝え、東京電力が原因者であることを改めて認識した上で、今月中に文書にて回答させていただきたいとの回答をいただきました。

市民の皆様が、放射能汚染に対する不安から解消されるまでには、まだ時間を要するものと思われませんが、今後も国や東京電力に対し、誰もが納得できるような対策を早急に講じていただくよう強く訴えてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本臨時会に提案いたしました案件は、人事案件1件、専決処分の承認を求める案件2件、条例の一部改正1件、平成23年度一般会計補正予算の計5議案でございます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明いたします。

議案第1号は、教育委員会委員の任命についてでございます。これは平成23年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員「並木光男」氏について、引き続き同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号及び3号は、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、介護認定審査会業務の事務の受託についてでございます。これは福島県双葉郡川内村から介護認定審査業務の事務を受託するにあたり、地方自治法第252条の14第1項に基づき規約を定め、早急に事務を開始する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

議案第3号は、平成23年度八街市一般会計補正予算でございます。東日本大震災等の避難者支援のため、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として避難者に提供する取り扱い

が千葉県において開始されました。本市においても千葉県に準じて9月1日から事業を開始するにあたり、平成23年度八街市一般会計予算を補正する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

議案第4号は、八街市国民健康保険条例の一部改正でございます。これは、より広く関係者の意見を反映させるため、国民健康保険運営協議会の委員構成に、被用者保険等保険者を代表する委員を加えようとするものでございます。

議案第5号は、平成23年度八街市一般会計補正予算でございます。これは、本市総合行政情報システムの賃借期間が本年末を持って満了することに伴い、新たな総合行政情報システムを契約するにあたり、平成23年度八街市一般会計予算に債務負担行為を追加するものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鯨井眞佐子君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号、教育委員会委員の任命については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号は、同意することに決定しました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第5号は、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論及び採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

これから、質疑を行います。

最初に、議案第2号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑がなければ、これで議案第2号に対しての質疑を終了します。

次に、議案第3号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑がなければ、これで議案第3号に対しての質疑を終了します。

次に、議案第4号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑がなければ、これで議案第4号に対しての質疑を終了します。

次に、議案第5号に対しての質疑を行います。

○丸山わき子君

それでは、若干お伺いいたします。

八街市の平成23年度から26年度の行財政改革プラン、この中で事務経費等の見直しという項目があるわけですが、この中で、総合行政情報システム機器賃借料の削減というふうに、この目標が掲げられております。今回この対象となってくる案件なんですけど、今回、どの程度の削減がされようとしているのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

これについての削減ということでございますが、実際には、現行のシステムと比較をしますと、新しいものを構築するということになりますので、現状の費用より高くなるということになります。

○丸山わき子君

今回、公募型プロポーザル方式というのを導入するわけなんですけれども、この導入理由は何なのか、その辺についてどうなのか。

○総務部長（浅羽芳明君）

経費の比較ということで、今お話がございましたけれども、こういった事業につきましては、経費の比較だけではないということで、公募型のプロポーザル方式をとるということになったわけでございます。ご承知のとおり公募型のプロポーザル方式でございますけれども、これは公募によって複数の業者の方から企画提案、あるいは技術提案を提出させて、その提案内容を審査をして、その企画の内容、あるいは業務遂行能力、これが最も優れたものと契約をするという方式でございます。

これにつきましては、価格だけで業者決定してしまうものに適していない契約をするための1つの手法だということで、私ども認識をしておりますけれども、そういった形で、このプロポーザル方式を導入するというようなことに決まったということでございます。

○丸山わき子君

先ほどの答弁ですと、現行システムと比べると今回のシステム導入にあたっては、高くなるんだという答弁でございました。この公募型プロポーザル方式を導入することによって、今後、その効果の検証というのは必要になってくるというふうに思うわけですね。ところが、先ほど配付されました今回の新たな公募型の方式を導入するにあたって、そうした効果の検証という点での記載が一切ないと。本当にこれで八街市の行財政改革にあたっての姿勢がどうも見られないと。確かに高くなるということは言っているんですけどもね。やはり今後7年間にわたって契約していくわけですが、その効果の検証はどのようにされていくのか。やはり一貫した、そういった取り組みが必要ではないかというふうに思うわけなんです、その辺についてはどうでしょう。

○総務部長（浅羽芳明君）

今のご質問は経費についての効果の検証ということなんでしょうか。それとも、技術力とか、そういったことについての効果の検証という。

○丸山わき子君

いずれも要求されているでしょう。

○総務部長（浅羽芳明君）

基本的に、この業務につきましては、先ほどもご説明をいたしましたように、プロポーザルの方式を導入するというところでございまして、このプロポーザル方式につきましては、費用は高くなるということで、先ほどお話をしました。これについては、現行システムを単に更新するのではなくて、新しいシステムを構築するという中で、その機能性の確保、あるいは稼働後の管理とか、運用支援、この確立性を考えると、若干高くなるのはやむを得ないのかなということでございます。

それから、業務的な効果の検証でございますが、これについてはプロポーザル方式でございますので、これから提案があつて、その内容を審査をして、その内容が最も優れている業者と契約をするということでございます。その検証といいますか、機能、中身につきましては、評価基準を設けてございますので、その評価基準に基づいて一次審査、二次審査をして業者決定をしていくということで、事前の検証ということにはなりますが、そういった検証はされるものというふうに考えております。

○丸山わき子君

選定にあたっては、そういう検証はできたにしても、今後7年間という長いスパンの中で、いろんな問題が出てくると思うんですね。その検証はどうなさるんですかということなんですね。やはり7年間という大変長い間で、いろいろと現場とはいろんなズレが出てきてしまう。そういった点では、どんなふうに修正されていくのか。そういったところのこういった決め事がないんですね。実際に採用するにあたっては、いろんな決め事を作りましたと。しかし、今後この7年間にわたってどう検証していくのかというのが一切にないという点では、私はこれは早急に対応していくべきであると、今後の検証のあり方についてね。ぜひ、

その点については、積極的な対応をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑がなければ、これで、議案第5号に対しての質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、議案第2号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了します。

次に、議案第3号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

討論がなければ、これで議案第3号の討論を終了します。

次に、議案第4号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

討論がなければ、これで議案第4号の討論を終了します。

次に、議案第5号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

討論がなければ、これで議案第5号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（介護認定審査会業務事務の委託）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第2号は、承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度八街市一般会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鯨井眞佐子君）

+

起立全員です。議案第3号は、承認されました。

次に、議案第4号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成23年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第8として議題としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、議席の一部変更の件を議題とします。

お手元に配付の資料のとおり、議席12番、湯浅祐徳議員を議席21番へ。議席13番、川上雄次議員を議席12番へ。議席14番、中田眞司議員を議席13番へ。議席15番、古場正春議員を議席14番へ。議席16番、林政男議員を議席15番へ。議席17番、新宅雅子議員を議席16番へ。議席18番、加藤弘議員を議席17番へ。議席19番、京増藤江議員を議席18番へ。議席20番、右山正美議員を議席19番へ。議席21番、丸山わき子議員を議席20番へ、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

ただいま変更のあった方は、次の会議より新議席への移動をお願いします。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年9月第3回八街市議会臨時会を閉会します。

議員の皆様に申し上げます。

この後、会派代表者会議を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時53分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 仮議席の指定
2. 議長の選挙
3. 議席の指定
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 副議長の選挙
7. 常任委員及び議会運営委員の選任
8. 議会運営委員会の閉会中継続調査の件
9. 議案の上程
議案第1号から議案第5号
提案理由の説明
質疑、委員会付託省略、討論、採決
10. 議席の一部変更の件

.....

議案第1号 教育委員会委員の任命について

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（介護認定審査会業務の事務の受託）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度八街市一般会計補正予算）

議案第4号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会臨時議長 古 場 正 春

八街市議会議長 鯨 井 眞 佐 子

八街市議会議員 長 谷 川 健 介

八街市議会議員 鈴 木 広 美

+